長	36　放送法第２条第24号の基幹放送局設備の範囲	
	37　基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力	
辺	38　事業計画等	（別紙） □⑴　経営形態及び資本又は出資の額 □⑵　事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 □⑶　主たる出資者及びその議決権の数 □⑷　役員に関する事項 □⑸　試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 □⑹　試験の方法及び具体的計画 □⑺　放送局設備供給役務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 □⑻　将来の事業予定 □⑼　事業収支見積り □⑽　免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績
	39　外国人等により占められる役員の割合	％
	40　外国人等直接保有議決権割合	％

短　　辺（日本産業規格Ａ列４番）

［注１　略］

区　別	記　載　す　る　欄	備　　考
１　免許の申請の場合	２　３　４　５　６　７　８　９　10　11　12（注１）　13(注１)　14　15　16　17　18　19　20　21　22　23　24　25　26　27　28　29　30（注１）　31　32　33(注２)　34（注２）　35（注２）　36（注２）　37（注２）　38（注２）　39　40	（注１）　衛星基幹放送局等の場合は、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。 （注２）　衛星基幹放送局等の場合に限る。
２　変更の申請又は届出を行う場合	１（注１）　２　３　４　５　６　７　14　17（注２）　18(注２)　32（注３）　38（注４） 当該変更に係る記載欄	（注１）　予備免許中の変更を除く。 （注２）　18の欄から31の欄までに変更がある場合に限る。

長	36　［同左］	
	37　［同左］	
辺	38　［同左］	［同左］
	39　［同左］	％
	40　［同左］	％

短　　辺（日本産業規格Ａ列４番）

［注１　同左］

区　別	記　載　す　る　欄	備　　考
１　［同左］	［同左］	［同左］
２　［同左］	［同左］	（注１）　予備免許中の変更を除く。 （注２）　18の欄から31の欄までに変更がある場合に限る。